



**【訓練等給付費対象サービス内容】**

サービスの種類	サービスの内容
相談及び援助	利用者及びその家族が希望する生活や利用者の心身の状況等を把握し、適切な相談、助言、援助等を行います。
訓練	一般就労に必要な知識、能力の向上のための必要な訓練を行います。またその他の便宜を適切かつ効果的に行います。
生産活動等作業の内容	①木工品加工の受託作業 ②清掃業務受託作業 ③ペットメイキング ④リサイクル作業 ⑤その他の受託作業 上記生産活動における事業収入から必要経費を差し引いた額に相当する金額を工賃として、生産活動に従事している利用者に支払います。
実習・求職活動等支援	公共職業安定所、障害者就労、生活支援センター等の関係機関と連携を取りながら職場実習の実施、求職活動の支援の実施、職場定着の為の支援を行います。
事業所外支援	常時サービスを利用している利用者が、心身の状況の変化により、5日以上連續して利用がなかった場合は居宅を訪問して利用状況を確認し、月2回を限度として同意の上で支援を行います。
健康管理	日常生活上必要なバイタルチェックや投薬その他必要な管理、記録を行い、医療機関との連絡調整及び協力医療機関を通じて健康保持のための適切な支援を行います
送迎サービス	自主通所が出来ない場合、希望により可能な範囲内で送迎を行います。(概ね片道25キロメートル)

**【訓練等給付費対象外サービス内容】**

サービスの種類	サービスの内容
生産活動等	生産活動を行う上でかかる費用で、負担して頂くことが適当であるものに係る費用を頂きます。
就労に向けての支援に必要な諸経費	就労や実習に向けての支援のうち負担して頂くことが適当であるものに係る費用を頂きます。
日常生活上必要となる諸経費	利用者の日常生活品の購入代金等や日常生活に要する費用で、負担して頂くことが適当であるものに係る費用を頂きます。(日用品費、保健衛生費、教養娯楽費)
社会生活上の便宜の供与等	日常生活に必要な行政機関等への手続き等及びについて、利用者または家族が行うことが困難な場合、利用者又は家族の同意をえて代行します。
その他の	・サービス提供記録等の複写代　・証明書諸書類の発行代　・生活訓練として昼食作りを行います。食材料費として1食あたり100頂きます　・その他

**【まんさく利用料金】**

自己負担額（一日あたり）	
基本料金	(就労継続支援（B型）サービス費Ⅰ型（5,860円）の一割負担) サービス利用料金全体の1割の額を事業者にお支払いいただきます。「定率負担または利用者負担額と言います」 なお、定率負担または利用者負担額の軽減等が適用される場合は、この限りではありません。障害福祉サービス受給者証をご確認するか、施設の説明担当者にご確認ください。